

**（仮称）八幡東土地区画整理事業に係る
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書**

令和7年3月

広島市八幡東土地区画整理組合

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

「広島市環境影響評価条例」（平成 11 年 3 月、広島市条例第 30 号）に定められる環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、「技術指針」（平成 11 年 6 月、広島市公告）に基づき、対象事業の実施を予定している区域（以下「対象事業実施区域」という。）及び既に入手している情報によって、1 つ以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、最も環境影響を受ける範囲が広い環境要素である「景観」に準じた範囲を選定した。

対象事業の実施による環境要素ごとの環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、表 1、図 1～図 8 に示すとおりである。

表 1 (1) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大気質 (窒素酸化物、 浮遊粒子状物質、 粉じん等)	【造成等の施工による一時的な影響、建設機械の稼働】 工事計画及び大気汚染物質の拡散特性（「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省）（以下「技術手法」という。）を踏まえて、造成等の施工や建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 150m</u>を選定した。 【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行】 工事計画、施設計画及び大気汚染物質の拡散特性（技術手法を参照）を踏まえて、工事用車両及び供用後の関連車両の走行による影響が想定される範囲として、<u>主要な走行ルートの道路端から 150m</u>を選定した。
騒音	【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行】 工事計画、施設計画及び騒音の伝搬特性（技術手法を参照）を踏まえて、工事用車両及び供用後の関連車両の走行による影響が想定される範囲として、<u>主要な走行ルートの道路端から 200m</u>を選定した。 【建設機械の稼働】 工事計画、施設計画及び騒音の伝搬特性（技術手法を参照）を踏まえて、建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 200m</u>を選定した。
振動	【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行】 工事計画、施設計画及び振動の伝搬特性（技術手法を参照）を踏まえて、工事用車両及び供用後の関連車両の走行による影響が想定される範囲として、<u>主要な走行ルートの道路端から 100m</u>を選定した。 【建設機械の稼働】 工事計画、施設計画及び振動の伝搬特性（技術手法を参照）を踏まえて、建設機械の稼働による影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 100m</u>を選定した。
水質（水の濁り）	【造成等の施工による一時的な影響】 事業計画では、工事中の排水は仮排水溝等を通じて対象事業実施区域西側の石内川に流入することとなっていることから、造成等の施工による一時的な影響が想定される範囲として、<u>石内川における対象事業実施区域からの流入部から八幡川との合流部まで</u>を選定した。

表 1 (2) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域

環境要素	環境影響を受ける範囲であると認められる地域
地形・地質	【造成等の施工による一時的な影響】 工事計画を踏まえて、造成等の施工による影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域</u>を選定した。
動物・植物・生態系	【造成等の施工による一時的な影響、 地形改変後の土地及び工作物の存在】 工事計画、施設計画を踏まえて、造成等の施工及び地形改変後の土地及び工作物の存在による直接的、間接的な影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 200m</u>を選定した。
景観	【地形改変後の土地及び工作物の存在】 対象全体の形態を捉えることができ、対象が景観の主体となる領域は約 3km とされていること¹⁾や対象事業実施区域周辺の主要な眺望点の状況等を踏まえて、影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 3km</u>を基本として選定した。
人と自然との触れ合いの活動の場	【造成等の施工による一時的な影響、 地形改変後の土地及び工作物の存在】 工事計画、施設計画のほか、対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況等を踏まえて、造成等の施工及び地形改変後の土地及び工作物の存在による直接的、間接的な影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域の敷地境界から 200m</u>を選定した。
文化財	【造成等の施工による一時的な影響】 工事計画、施設計画を踏まえて、造成等の施工による直接的な影響が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域</u>を選定した。
廃棄物等	【造成等の施工による一時的な影響、施設の供用】 工事計画、施設計画を踏まえて、廃棄物等の発生が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域</u>を選定した。
温室効果ガス等 (二酸化炭素)	【地形改変後の土地及び工作物の存在、施設の供用、自動車の走行】 施設計画を踏まえて、二酸化炭素の吸収量及び排出量の変化が想定される範囲として、<u>対象事業実施区域</u>を選定した。

¹⁾ 「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年、建設省都市局監修)

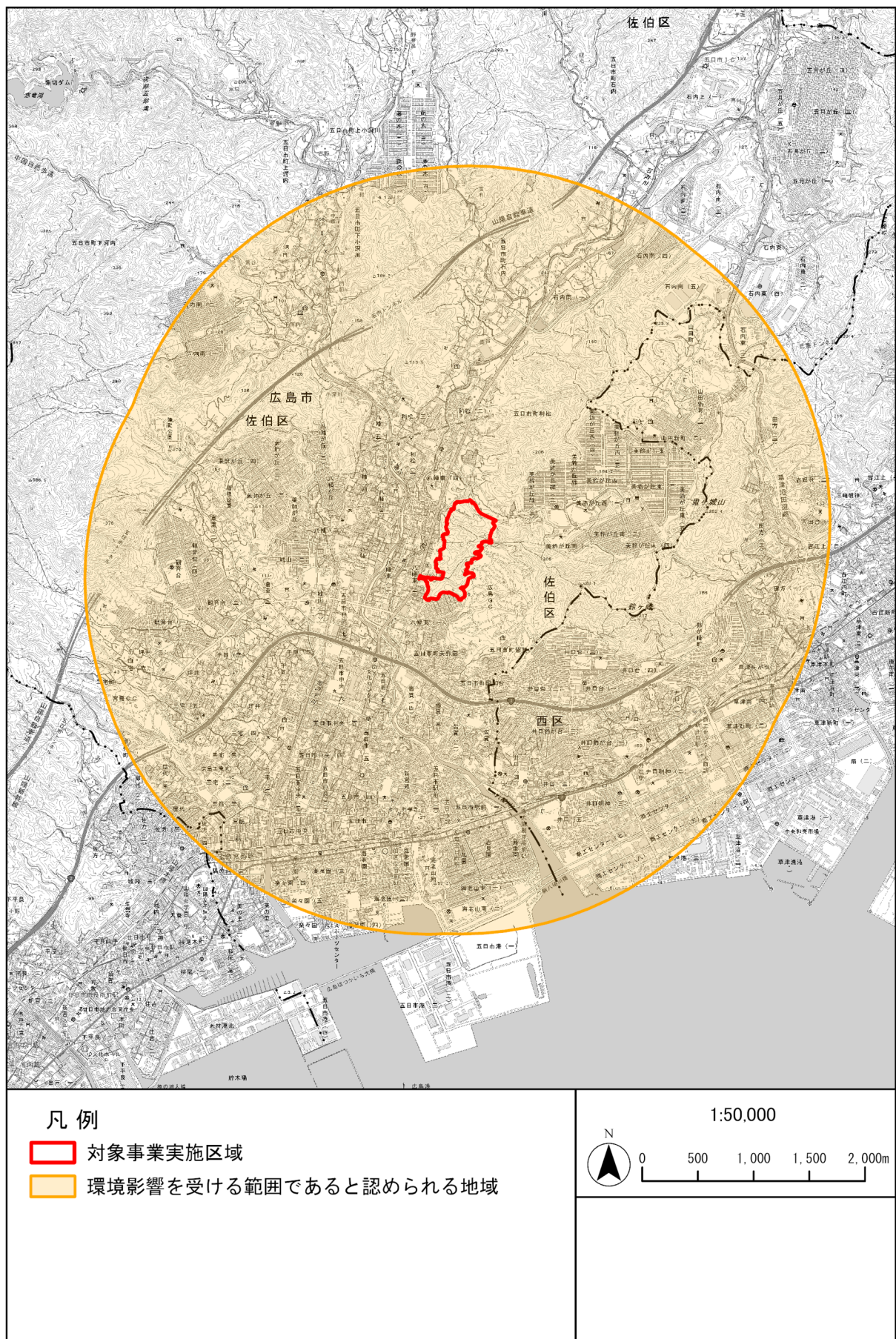


図1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（総括）

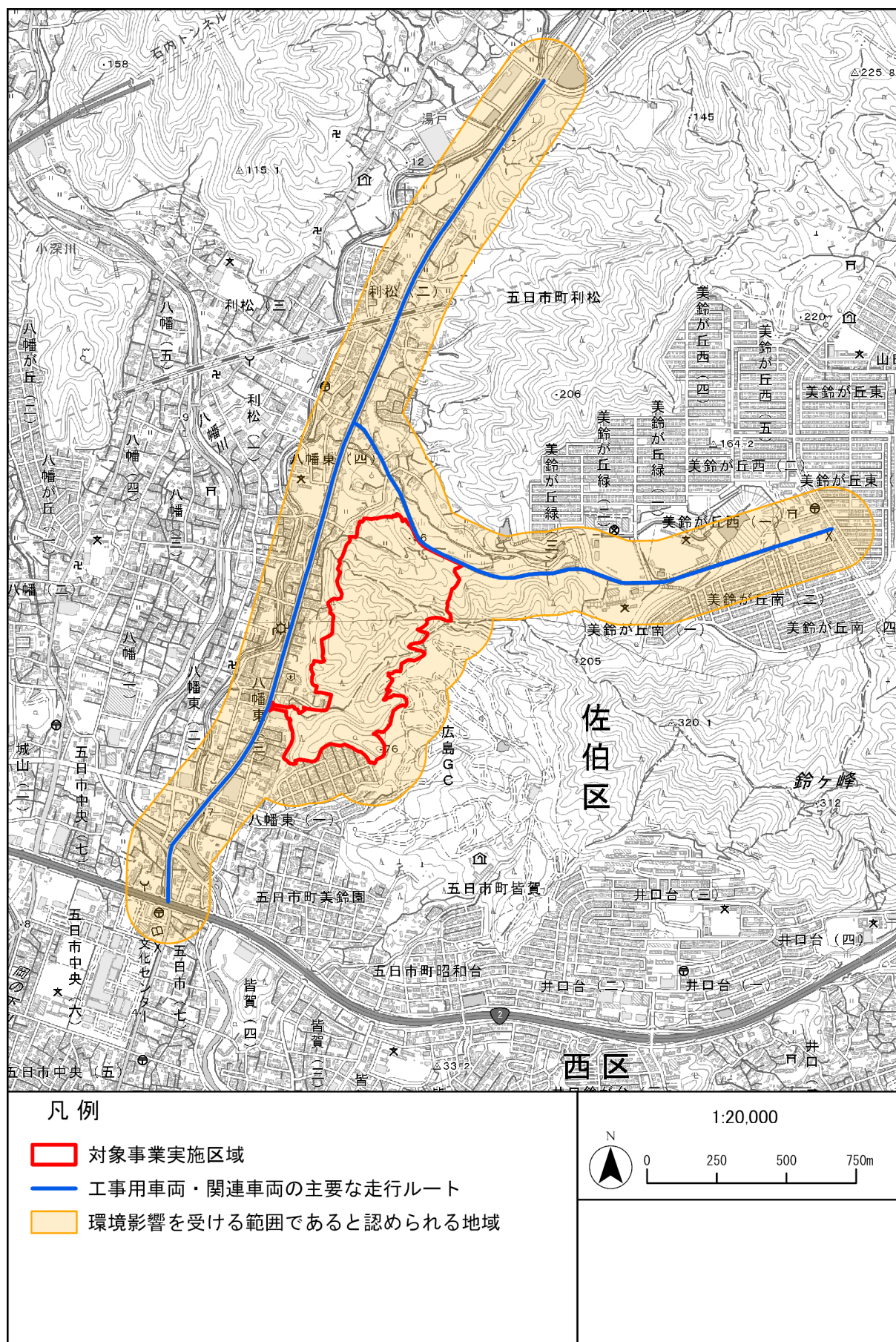


図2 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（大気質）

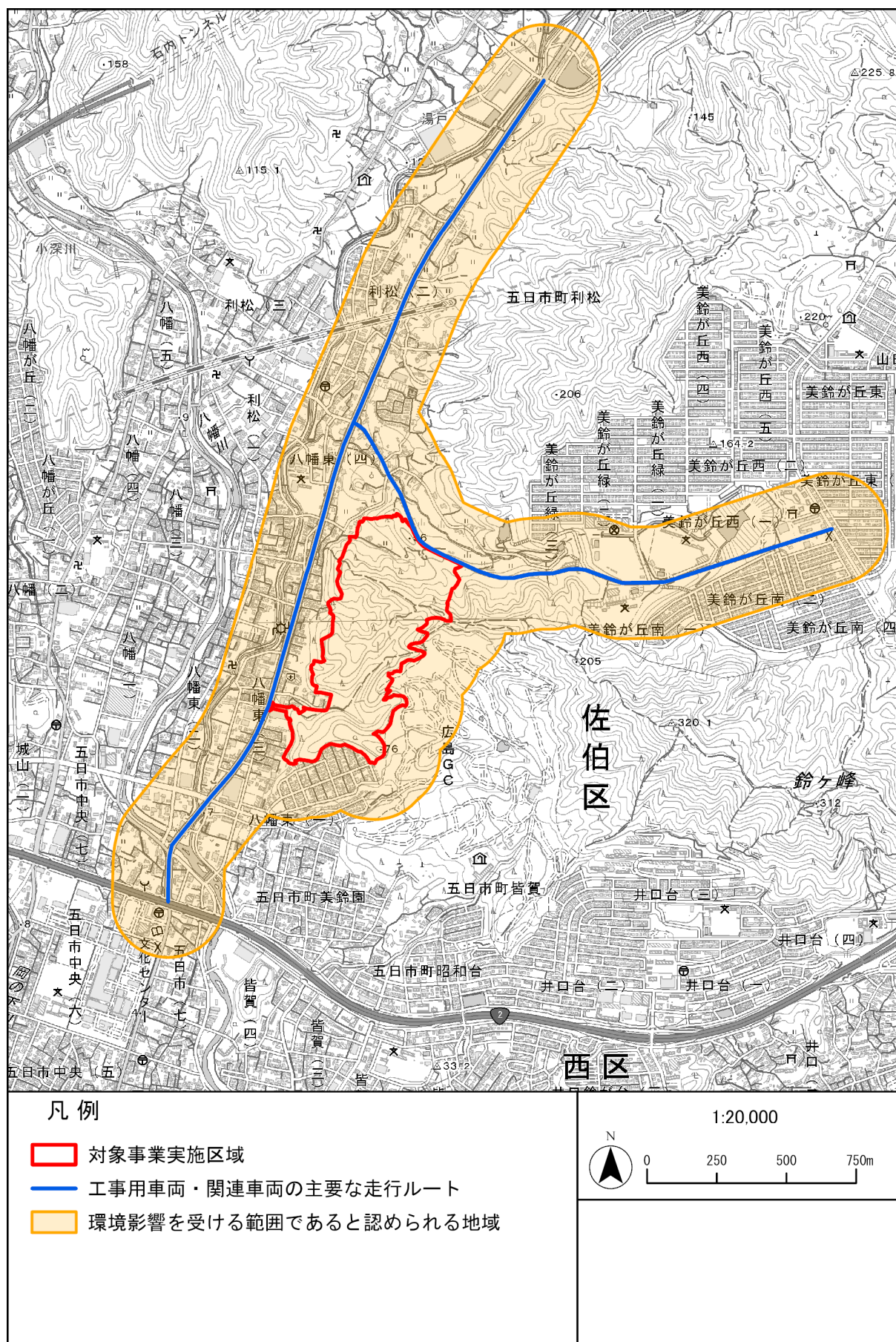


図3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（騒音）

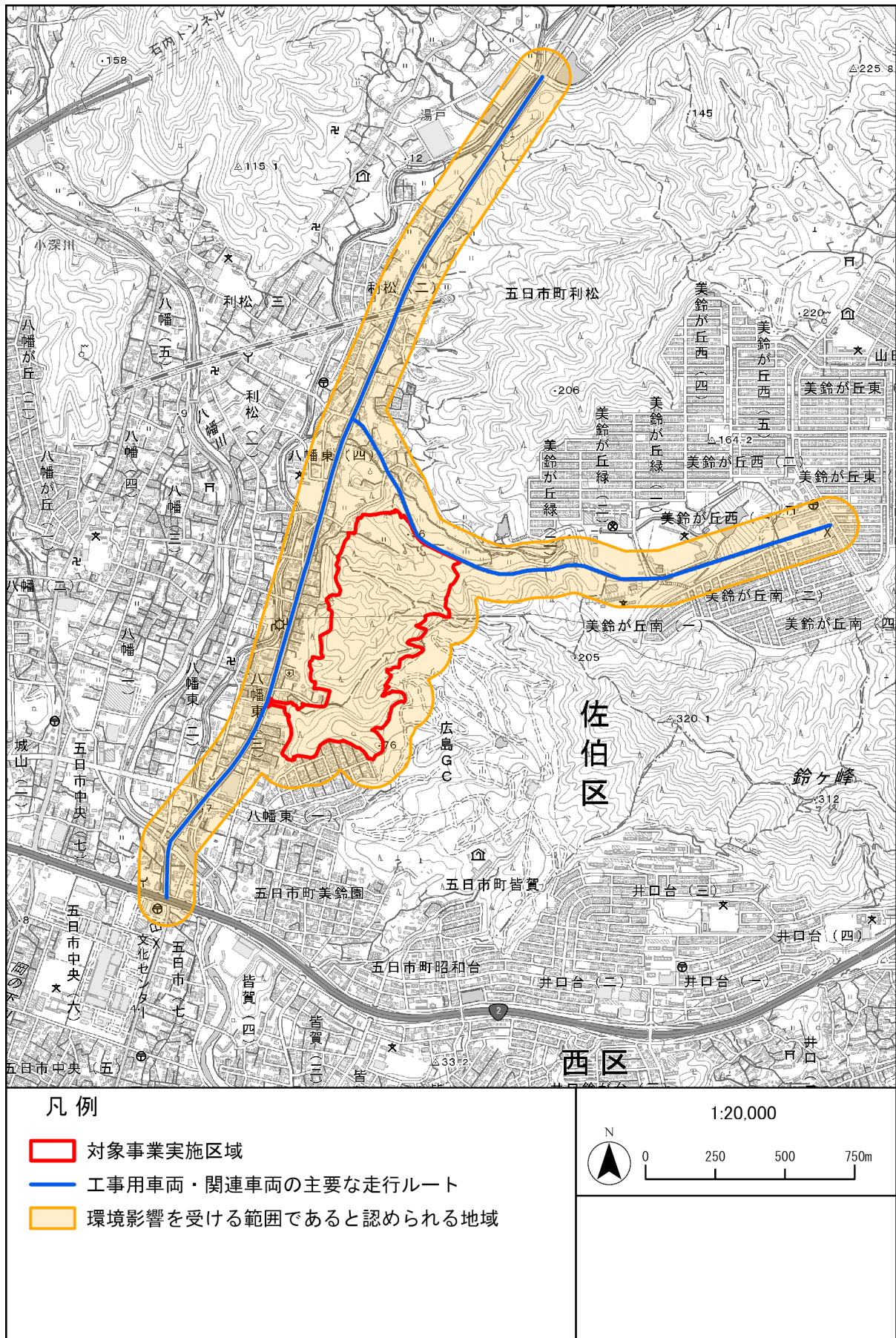


図4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（振動）

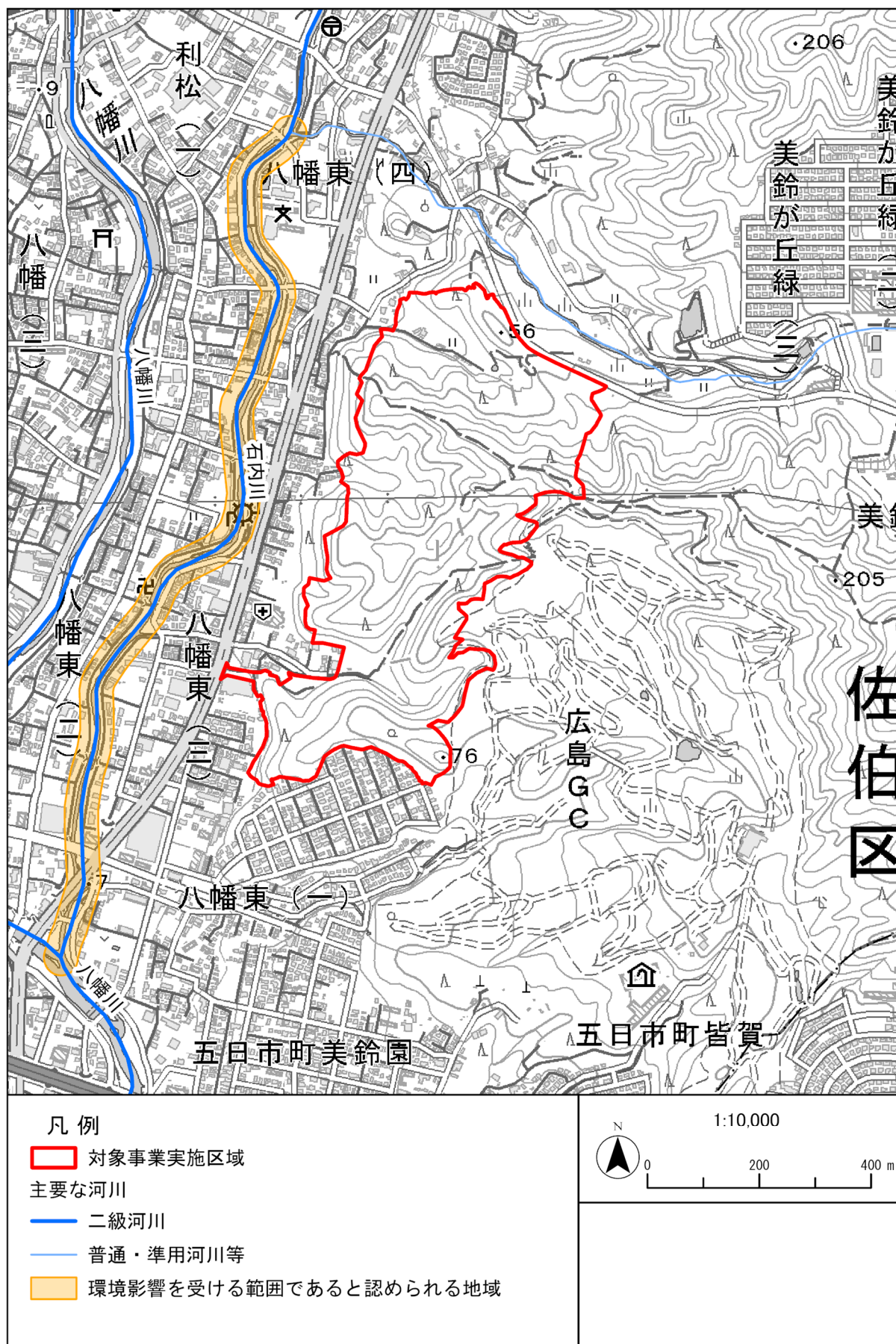
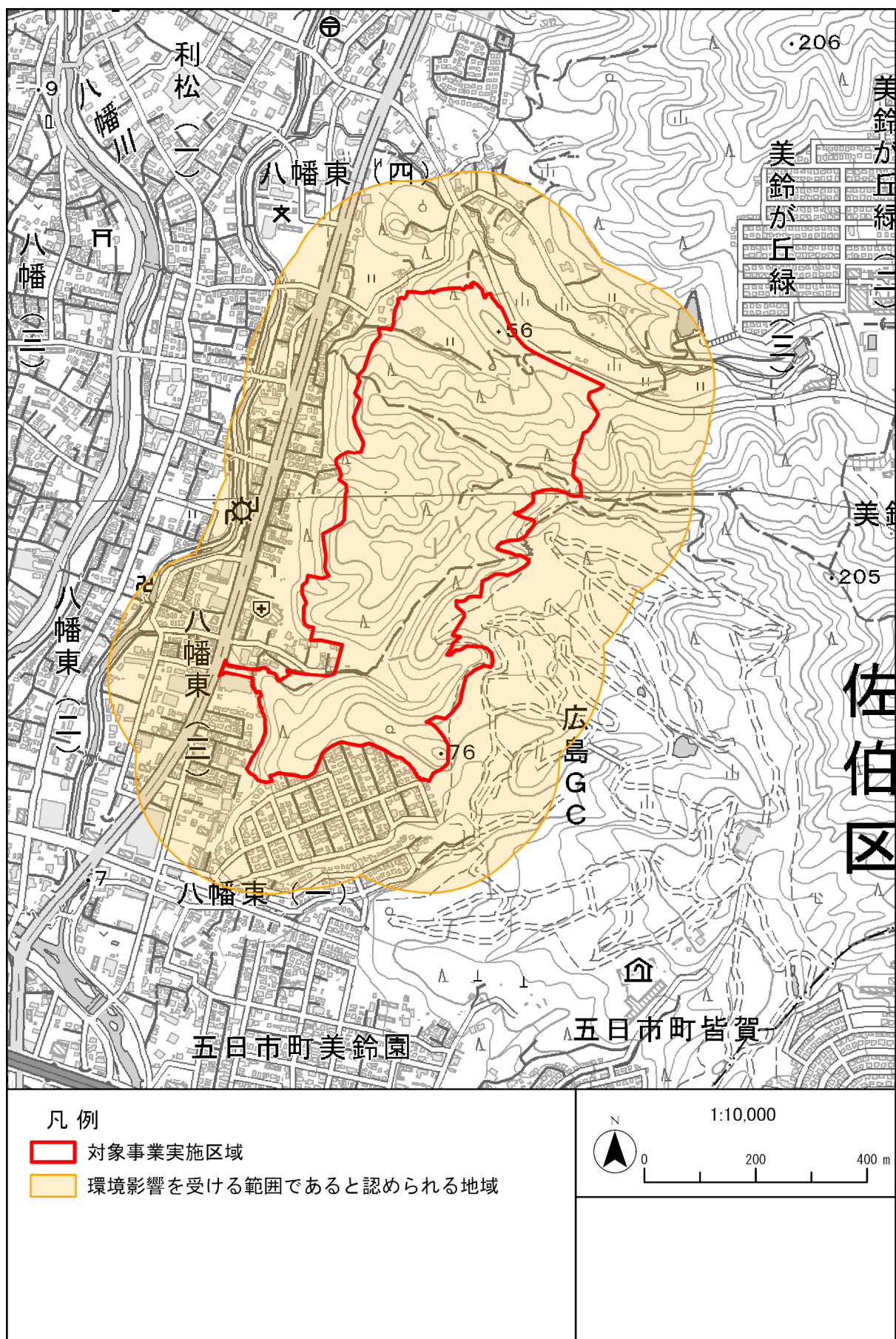


図5 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（水質）



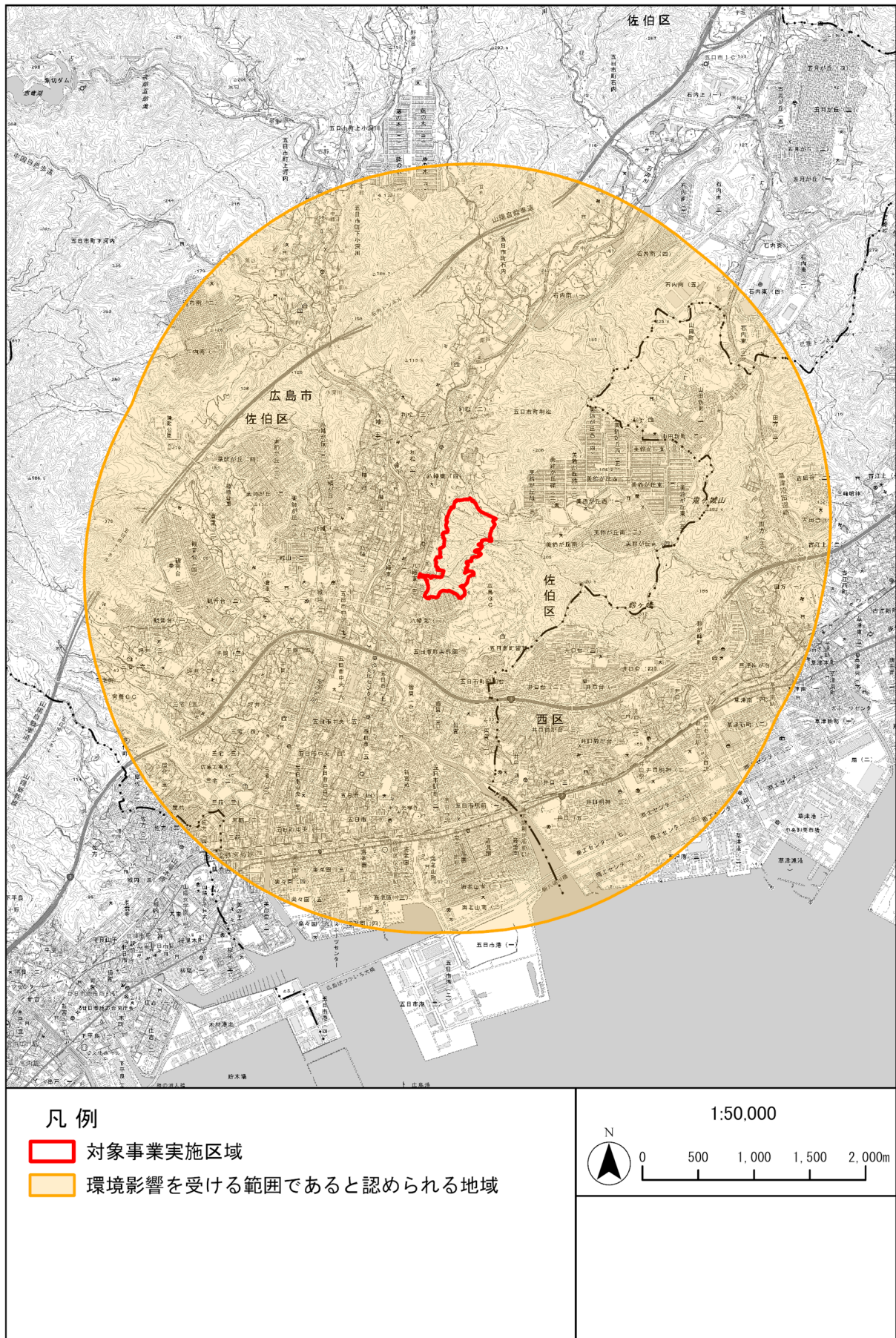


図7 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（景観）

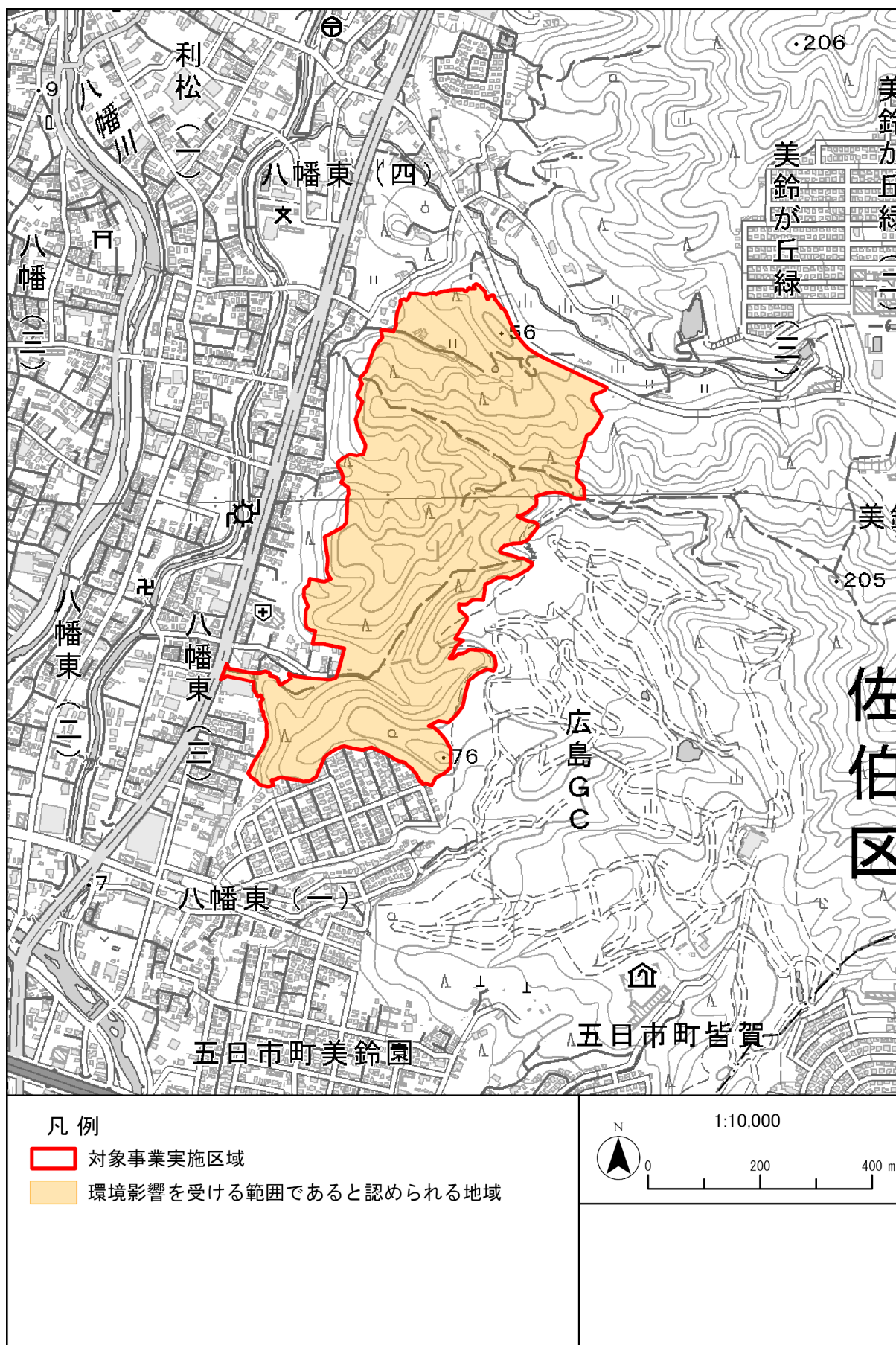


図8 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
(地形・地質、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等)